

【2025年12月6日理事会審議事項】

選手強化委員会

2026年度 アスリートパスウェイ要綱

第1条 本要綱の趣旨

1. 選手強化に関して、独立行政法人日本スポーツ振興センターが定義する「日本版FTEM」と連動し、アスリートの成長を育成の過程に合わせてアスリート育成パスウェイを作成し、競技の普及・発掘・育成・強化を連動した形にて推進するのと同時に、一貫した考え方の基、実施を行う
2. 日本ライフル射撃協会選手強化委員会として、選手自身の成長を促進し国際的に活躍できる選手を育成する
国際基準レベルの選手強化を若年層から一貫した教育で行い、選手層を厚くしていくことを目的とする
ワールドカップ・世界選手権で入賞以上、オリンピックでメダル獲得を目指す
3. 強化指定選手・ナショナルチーム選手は、日本代表選手として、ふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね備えた選手でなければならない
4. 本要綱は、強化指定選手の指定ならびに選手強化事業等について必要な事項を定める
5. 海外派遣については、別紙「2026年度 国際大会・海外派遣選手選考要綱」にて定める

第2条 選手強化におけるカテゴリー分け (FTEMカテゴリー)

1. 共通条件

- ・日本ライフル射撃協会会員であること(T1以降)
- ・年齢は12月31日時点の年齢を基準とする

2. カテゴリーごとの認定方法

1) Foundationについては選手認定しない

F1・F2 身体活動／活動的な生活習慣 , F3 スポーツへの参加)

カテゴリー	アスリートがどのような経験をするか	対象年齢
F1	的を当てるゲームなどで、射撃に触れる	小学生
F2	ビームライフル・ビームピストルで射撃競技をスタートする 集中して的を狙う楽しさを知る	小学生・中学生
F3	試合に参加する 競技ルール、マナーを遵守することの大切さを学ぶ	小学生・中学生

2) Talent

T1～T4 国際競技力の強化

カテゴリー	カテゴリー毎の認定を受ける為の基準	対象年齢
T1	エアライフル・エアピストルでG4以上の大会に3回以上出場実績のある選手	13歳から21歳
T2	エアライフル・エアピストルで、強化指定選手選考対象試合(第8条)でカテゴリー別基準点Bを1回、記録している選手	13歳から21歳
T3	自身がエアライフル・エアピストルの所持許可(省庁銃を含む)得て、強化指定選手選考対象試合(第8条)でカテゴリー別基準点Aを1回、記録している選手	14歳から21歳
T4	ユース強化指定・ジュニア強化指定・強化指定U29・強化指定選手	14歳から (カテゴリーごと指定)

- ・ T2.T3は毎月認定を行う

ユース強化指定選手

- ・強化指定選手ランキングでユース区分(12月31日で19歳以下)にて5位以上の中学生・高校生選手
- ・当該種目の銃を所持している選手で競技を行う選手
- ・4月と10月の年2回認定を行う

ジュニア強化指定選手

- ・強化指定選手ランキングでジュニア区分(12月31日で21歳以下)にて5位以上の選手
- ・当該種目の銃を所持している選手もしくは省庁銃で競技を行う選手
- ・4月と10月の年2回認定を行う

強化指定U29選手

- ・強化指定選手ランキングにて6位以下の選手で29歳以下を上位5名指定
- ・当該種目の銃を所持している選手もしくは省庁銃で競技を行う選手
- ・4月指定の上位2名をJOCネクストアスリート選手に推薦する
- ・4月と10月の年2回認定を行う

強化指定選手

- ・強化指定選手ランキング5位以上の選手
- ・JOC 強化指定選手に推薦する
- ・4月と10月の年2回認定を行う

3) Elite

E1～E3 国際競技力の強化

カテゴリー	カテゴリー毎の認定を受ける為の基準	
E1	国際競技大会に出場する	
E2	国際競技大会で入賞する	
E3	オリンピック、世界選手権でメダルを獲得する	

4) Mastery

国際競技力の強化

カテゴリー	カテゴリー毎の認定を受ける為の基準	
M	複数回のオリンピックでメダルを獲得する	

第3条 ナショナルチームの定義・協会内事業との連動

1) ナショナルチーム

ナショナルチームとは、日本代表として国際大会に派遣される選手で構成されるチーム

2) ナショナルチームカテゴリー

ユースナショナルチーム	ユースカテゴリー(12月31日で19歳以下)で国際大会へ出場する選手で編成する
ジュニアナショナルチーム	ジュニアカテゴリー(12月31日で21歳以下)で国際大会へ出場する選手で編成する
ユニバナショナルチーム	ユニバカатегорー(現役大学生)で国際大会へ出場する選手で編成する
ナショナルチーム	日本代表(カテゴリー分けのない)として国際大会へ派遣される選手で編成する

3) 強化スタッフとは、選手強化委員会委員及びカテゴリー・ナショナルチームの技術的サポート、医科学情報戦略サポート等を担当する者をいう

4) JOCエリートアカデミー

JOCエリートアカデミーは、T1からT3の部分にて、選抜されたアスリートをナショナルコーチの指導の下、T4以上への強化を集中的に実施できる強化プログラムとして実施する

5) 国民スポーツ大会での射撃競技

国内最大級の国民スポーツ大会については、オリンピック種目に関して国際ルールの変更をいち早く取り入れる。同大会はパスウェイのマイルストーン大会として設定する

第4条 強化編成

1. ハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ、ナショナルチームコーチ、ナショナルチームスタッフ、強化指定選手(U29・ジュニア・ユース)、ナショナルチーム選手、選手強化委員、その他選手強化委員会が認めた者をもって構成する
2. 各カテゴリー・ナショナルチーム選手は、選手強化委員会の管理、監督下に置く
強化年度は4月1日から翌年3月31日までを基本とする
3. FTEMの各段階では選手強化委員会の方針の元、発掘・育成・強化を行う
 - 1) 選手強化委員長は全てを統括する
 - 2) F1～T3までを「発掘部門」、T4～Mまでを「強化部門」とする
 - 3) 発掘部門と強化部門にそれぞれ担当する副委員長を指名する
 - 4) 発掘部門は「FTEM発掘部会」、強化部門は「ライフル部会」「ピストル部会」「医科学情報部会」「パラリンピック部会」「エリートアカデミー部会」をおく
 - 5) 発掘部門では、JRSF認定コーチB以上の中から「NFコーチ」を指名する
全国8ブロックにJRSF認定コーチC以上の中から「PFコーチ」を指名する
 - 6) 発掘部門は日ラ加盟団体(都道府県協会・学連・高校部会)と連携し、地域のタレント発掘の状況を把握しながら、T4カテゴリー選手への引き上げを行う
 - 7) 海外派遣の選手団は、国際大会・海外派遣選手選考要綱に基づき選考された選手と、選手強化委員長が指名したスタッフで派遣を行う

第5条 対象種目

1. 強化指定選手の対象とする競技種目は、ロス2028の実施種目とする

<ライフル>4種目

- 1) 10m 男子エアライフル(ARM)及び 女子エアライフル(ARW)
- 2) 50m 男子ライフル3×20(R3PM)及び女子ライフル3×20(R3PW)

<ピストル>4種目

- 1) 10m 男子エアピストル(APM)及び女子エアピストル(APW)
- 2) 25m 男子ラピッドファイアピストル(RFP)及び女子ピストル(SP)

第6条 認定手順・NTC射撃場利用について

1) T2,T3

① T2,T3指定必須条件をすべて満たしている選手本人(未成年の場合は保護者・指導者からの提出も可)からの申請により、選手強化委員会が条件を確認し、カテゴリー別に認定する。

② 指定選手は年度の切り替わる4月には再度登録を行うこと。

③ Googleフォームにて申請する。

<https://forms.gle/XFHRDVfMYDB2NPPp6>

④ 毎月認定を行う

2) T4 ユース・ジュニア強化選手・強化選手U29・強化指定選手は4月と10月の年2回、新規認定および入れ替えを行う

3) 認定者のNTC利用について

- 1) ユース・ジュニア強化指定選手・強化指定選手U29・強化指定選手は、NTCイースト射撃場での個人練習を認める。指定から1年間の個人練習を認める
- 2) エリートアカデミー選手は、卒業後ジュニアカテゴリー終了の年度末まで個人練習を認める
- 3) 国際試合に選考された選手も試合終了まで個人練習を認める
- 4) NTCへの個人負担での宿泊は強化指定選手・強化指定選手U29のみ認める
- 5) 別途定める協会に認定された指導者と選手の個人練習を認める
- 6) 個人練習ができる日程は別途定める

第7条 強化指定選手ランキング算出方法

強化指定選手認定のための指定対象試合（国際大会及び国内試合）での競技成績を下記の方法で算定する

強化指定選手認定のための指定対象試合での本選点数を元に、下記の通りポイント換算する

指定試合の過去3年分のDATAを使用する

（国内試合は本選点数を採用する。国際試合も本選点数を採用するが、本選出場できなかった場合予選点数を採用する）（例580点→580ポイント）

1. ポイントに以下の係数を掛け合わせる

・世界選手権で8位に以上入賞 係数 [1.013]

・ワールドカップ・ジュニアワールドカップ・ジュニア世界選手権・アジア大会・アジア選手権、世界選手権、ワールドユニバシティチャンピオンシップ・ワールドユニバシティゲームズ・グランプリ・アジアンカップ・H&Nカップで種目50名以上参加した種目で8位以上入賞した選手
係数 [1.01]

・上記以外及び国内試合 係数 [1]

2. ポイント計上の翌月1日を基準とし、基準から1か月経過するたびに、ポイントに [0.999] を掛け合わせる

3. 選手のポイントの上位3つを合計しランキングを作成する

・ポイントを小数点第三位で四捨五入する

・合計が同ポイントの場合での順位は、直近の試合でのポイントが高いものを上位とする

・強化指定ランキングは、協会ホームページで公表する

第8条 強化指定選手選考 指定対象試合

1. 強化指定選手認定のための指定対象試合は下記の通りとする

- ・国際試合も本選点数を採用するが、本選出場できなかった場合予選点数を採用する

2. ライフル種目の対象試合

- 1) 国際大会 ワールドカップ・グランプリ・アジアンカップ・アジア選手権・世界選手権・ジュニア世界選手権・ジュニアワールドカップ・H&Nカップ・ワールドユニバシティチャンピオンシップ
- 2) 派遣選考会 各国際大会派遣選考記録会、強化指定選手選考記録会
- 3) 国内大会 全日本選手権・ALL JAPAN FINAL CUP・全日本ミックスチーム選手権・全日本高等学校ライフル射撃選手権・全国高等学校ライフル射撃競技選抜・東西日本（AR/50mでジュニアのみ）・全日本小中学生ライフル射撃選手権・JOCジュニアオリンピックカップ
 - ・日本学生選抜スポーツ射撃競技大会
 - ・全日本学生スポーツ射撃選手権大会

3. ピストル種目の対象試合

- 1) 国際大会 ワールドカップ・グランプリ・アジアンカップ・アジア選手権・世界選手権・ジュニア世界選手権・ジュニアワールドカップ・H&Nカップ・ワールドユニバシティチャンピオンシップ
- 2) 派遣選考会 各国際大会派遣選考記録会、強化指定選手選考記録会
- 3) 国内大会 全日本選手権・ALL JAPAN FINAL CUP・全日本ミックスチーム選手権・全日本高校生スポーツ射撃選手権大会・東西日本（APでジュニアのみ）・全日本小中学生ライフル射撃選手権・JOCジュニアオリンピックカップ・日本学生選抜スポーツ射撃競技大会（AP）・全日本学生スポーツ射撃選手権大会（AP）

※ 海外で活動している選手の指定対象試合については、事前に申請を行い大会規模や条件が同等と認められれば指定を行える

その他協会が派遣を行った国際試合も指定とする

第9条 強化合宿への参加について

1. 予算の関係にて参加範囲を変更する場合もある

2. ナショナルチームコーチが指名する将来が期待できる選手を、選手強化委員会が予算の範囲内で参加させることができる

第10条 強化指定選手及びナショナルチーム選手の行動規範

- 1.強化指定選手及びナショナルチーム選手は、本会倫理規程及び日本ライフル射撃協会協会規程日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない
- 2.強化指定選手及びナショナルチーム選手が、日本代表としてふさわしい行動をとらなかつた場合及び以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止する
 - 1)正当な事由がなく無断で強化指定選手合宿を欠席したもの
 - 2)選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの
 - 3)選手指定選手ならびにナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正に応じないもの
 - 4)本会倫理規程及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの
 - 5)ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの
 - 6)T4以上の選手は原則として強化指定選手記録会に参加をすること

3. 強化指定選手の練習目標

- 1)強化指定選手は年間200日以上の練習を行うものとし、ナショナルチームコーチに報告を行う
- 2)200日のうち100日以上はNTC射撃場での練習を原則義務化する
- 3)指定された合宿には参加を行い、事情により欠席した場合はその代替となる練習を行いナショナルチームコーチに報告を行う

第11条 選手等の不服申立について

- 1 本要綱に基づく強化指定選手の指定または指定の取消し、その他本要綱に基づく決定に不服がある者は、当該決定の通知を受けた日から6か月以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立てを行うことができる
- 2 前項の申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従うものとする

第12条 要綱の改正等

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する

付則

1. 本要綱は、2025年12月6日理事会で承認され、2026年4月1日より適用される